

9 緩和型通所サービス事業所用資料

1 緩和型通所サービス事業所の運営基準について

「土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」
(H29.3.15 告示第 31 号) によります。

【要綱の掲載箇所】

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A7A5E8F3D&houcd=H429902500031&no=2&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

【要綱の概略】

(1) 緩和型通所サービス計画の作成 (39 条)

…必要に応じ、目的及び目的を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供期間を記載した計画を作成すること

(2) 秘密保持等 (15 条準用)

…業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと (職を退いた後も同様)
秘密保持に実効性を持たせるための必要な措置 (事業者・従業者間の誓約書等)
サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる際の同意手続

(3) 事故発生時の対応 (16 条準用)

…事故発生時の市その他関係機関への連絡、必要な措置、損害賠償
事故報告書様式は以下のホームページ上に掲載されている様式を使用し、土浦市へ事故発生後 5 日以内を目安に提出してください。続報がある場合は、その都度お願いします。

(4) 変更の届出 (5 条)

…指定申請時 (更新申請時含む) の際に提出した内容に変更が生じた場合は、変更が生じた日から 10 日以内に土浦市へ変更届を提出すること。

(5) 事業の廃止又は休止の届出等 (17 条準用)

…届出は 1 か月前まで

届出の時点で現に利用者がある場合は、継続的なサービス提供のため必要な措置 (他事業所への引継ぎ等) を講じること

※ (3) ～ (5) に係る様式の掲載箇所

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/koreishafukushi/kakushujigyo-service/kaigohoken/jigyoshamuke-joho/todokede-yoshiki/page013989.html>

(6) サービスの内容等の説明及びその提供開始の同意 (31 条準用)

…サービス提供開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明し、提供開始について申込者の同意を得ること

(7) 衛生管理等 (32 条準用)

…事業所の衛生管理に努めること

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること
(努力義務)

◎運営指導（実地指導）の際は、これらの基準について文書等を確認することになります。

2 指定相当第一号事業及び基準該当第一号事業の運営基準について

令和 6 年度改正により、総合事業の運営基準が改正され、「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 84 号）」が設けられています。

告示全文:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227815.pdf>

解釈通知:<https://www.mhlw.go.jp/content/001227732.pdf>

総合事業のサービス事業所の指定基準となる法令ですので、目を通すようにしてください。

3 総合事業指定事業者の指導について

「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について」（H27.3.31 厚生労働省老健局長通知）において、事業所への指導は、集団指導の方法で行うこととなっています。

基準型サービス事業所の場合は、居宅サービスや地域密着型サービスの事業所指定を併せて受けているため、集団指導とは別に実地での指導も受ける機会がありますが、緩和型サービス事業所にはこのような機会がないため、市において、運営指導に準じた任意の指導を実施することとします。

実地での指導の頻度は6年に1回以上としますので、対象となった際にはご協力をお願いします。

【昨年度までに実施した指導における指摘事項】

	指摘事項	助言・説明	法令根拠 (※)
1	利用目標の目標達成度の確認のタイミングを、従業者間で共有するようにすること。	厚労省通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号）によると、総合事業の実施に関する基本的考え方として、「サービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等」が図られることを想定しており、介護計画により目標をいつ達成するのかという意識のもと、サービス提供を行っていただきたいものである。	39条
2	計画の評価のタイミング等に合わせて、利用者の状況変化についてケアマネージャーに共有をお願いしたい。	また、通所サービスにおいては、「ケアマネジメントにより、利用者の自立支援に資する支援を提供」いただきたいものであるため、利用者の状況変化等の情報を担当ケアマネージャーに共有いただきたい。	
3	事業所の指定申請時に提出した内容に変更がある場合は、当該変更が生じた日から10日以内に土浦市へ変更の届出を行うこと。		5条
4	事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるようにすること。	利用者及びその家族の個人情報取り扱いについて、情報漏洩等が無いよう注意を促したものの。入職時に誓約書を作成する等の措置を講じることが望ましいもの。	15条準用

(※)土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱
(H29.3.15告示第31号)

4 その他

別添の資料のうち、次の項目については緩和型サービス事業にも共通する内容となっていますので資料の確認をお願いします。

(1)「8-1 市からの連絡等について」

このうち、(3)②の指定更新申請については、地域密着型サービス運営委員会で協議することはありませんので、提出期限は更新予定日の1か月前までとします。(更新予定日の約2か月前に、市から手続について案内します。)

(2)「3-2 (運営指導の) 令和8年度の実施予定について」

緩和型サービス事業所に運営の指導を実施する場合も資料記載と同様の流れで実施しますが、職員数が少ない等の理由でまとまった時間を確保することが難しい場合は、予め相談があれば柔軟に対応します。

(3)「5 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する取扱いについて」

令和8年6月12日付で通知した内容のとおりです。土浦市公式ホームページ上で改めてご確認をお願いします。